

## ○関西大学イノベーション創生センター規程

平成27年12月17日

制定

### (目的)

第1条 この規程は、関西大学（以下「本学」という。）が国内外の企業及び官公庁等（以下「学外機関」という。）との共同研究等を推進し、総合大学の英知を結集し、人文科学、社会科学及び自然科学の各分野の多様な対話・交流を促進することにより、新規性、進歩性を保持するイノベーションを創生することを目的として、関西大学社会連携部規程第9条第2項の規定に基づき、イノベーション創生センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学外機関との社会実装を目的とする共同研究・研究プロジェクト等の企画及び実施
- (2) 学外機関の研究拠点誘致と、当該拠点等と本学との研究・開発活動を通じた対話・交流によるイノベーション創生プロジェクトの推進
- (3) 学外機関との共同研究等に伴う人材育成及び研究員等の受入れ
- (4) 研究成果やビジネスプランコンテスト等の成果により起業を目指す本学教育職員・学生の支援
- (5) 金融機関等との連携による研究プロジェクト及びベンチャー起業の支援
- (6) センター内に設置された研究設備及び機器の学内外の利用者への貸与

2 センターは、前項の事業を通じ、外部資金の導入を促進するものとする。

### (構成)

第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) 事務職員

2 前項のほか、必要があるときは、次の者を置くことができる。

- (1) 特別任命教育職員
- (2) 連携研究員
- (3) PD、RA

- (4) 非常勤研究員
- (5) 研究補助事務員
- (6) その他センター長が推薦する者  
(センター長)

第4条 センター長は、センターを代表し、その業務を統括する。

- 2 センター長は、学長が本学専任教授のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。
- 3 センター長の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副センター長は、学長が本学専任教授又は准教授のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。
- 3 副センター長の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第6条 センター研究員は、第2条に規定する事業を推進する。

- 2 センター研究員は、本学専任教育職員、特別契約教授のうちから、センター長が委嘱する。
- 3 センター研究員の任期は、第2条第1項第1号及び第2号に規定する研究プロジェクト実施期間内とする。

(連携研究員)

第7条 センターにおいて学外機関との共同研究等を行っている場合、当該学外機関の研究者を連携研究員として受け入れることができる。

- 2 前項の場合、受入れ側となるセンター研究員がセンター長宛てに申請を行い、第10条に規定する委員会の議を経て認めるものとする。
- 3 連携研究員の任期は、前項により承認された日の属する年度末までとする。ただし、第1項に規定する共同研究期間内においては、再任を妨げない。

(非常勤研究員)

第8条 第2条に規定する事業を行う場合、センター研究員の推薦を受けた研究者を非常勤研究員として受け入れることができる。

2 前項の場合、受入れ側となるセンター研究員がセンター長宛てに申請を行い、第10条に規定する委員会の議を経て認めるものとする。

3 非常勤研究員の任期は、前項により承認された日の属する年度末までとする。ただし、第1項に規定する共同研究期間内においては、再任を妨げない。

(研究補助事務員)

第9条 第2条に規定する事業を行う場合、センター研究員の推薦を受けた者を研究補助事務員として受け入れることができる。

2 前項の場合、受入れ側となるセンター研究員がセンター長宛てに申請を行い、次条に規定する委員会に報告するものとする。

3 研究補助事務員の任期は、参画する研究プロジェクトの実施期間内とする。

(委員会)

第10条 センターの事業を遂行するため、センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項について、協議・意思決定する。

- (1) センターの事業計画及び執行に関する事項
- (2) センターの実施事業に関する自己点検・評価
- (3) センター研究員及び第3条第2項に規定する者の人事に関する事項
- (4) センター事業への参画に関する事項
- (5) センター施設への入居及び利用に関する事項
- (6) 研究プロジェクト等の成果の評価に関する事項
- (7) その他センターの運営に関する重要事項

(委員会の構成等)

第11条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員のうちから、センター長が指名する者 若干名
- (4) 研究推進・社会連携事務局次長
- (5) 研究支援・社会連携グループ長 若干名

- (6) リサーチアドミニストレーター及びコーディネーター 若干名
  - (7) センター長が委嘱する学内外の有識者 若干名
  - (8) その他センター長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
  - 3 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。
  - 4 第1項第1号及び第2号に規定する委員の任期は、役職任期中とする。
  - 5 第1項第3号、第7号及び第8号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
  - 7 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。
  - 8 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
  - 9 審議過程にある事案が、全学的に周知すべきものと判断される場合は、委員長の責任において社会連携委員会に付議するものとする。
  - 10 審議決定した事案が、全学的に周知すべきものと判断される場合は、委員長の責任において社会連携委員会に報告するものとする。

(事務)

第12条 センターに関する事務は、研究支援・社会連携グループが行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2018年10月10日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年1月23日から施行する。